

野田市病児・病後児保育実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年12月21日

野田市長 鈴木 有

野田市告示第308号

野田市病児・病後児保育実施要綱の一部を改正する告示

野田市病児・病後児保育実施要綱（平成15年野田市告示第146号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「病院」の次に「、診療所、保育所等」を加える。

第7条第1項中「（別記第1号様式）」を削る。

第8条第1項中「（別記第2号様式）」を削る。

第11条中「（別記第3号様式）」を削る。

別記様式を削る。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。